

第 22 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 9 月 18 日（木）午前 9 時 30 分
会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
7 番 齋藤 澄子	8 番 山口 久人	9 番 木村富士男
10 番 武藤 常雄	11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則
13 番 小林千代松	14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸
17 番 庄司 英喜		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

16 番 渡部 信夫

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 47 号 会務報告について

報告第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

報告第 49 号 専決処分承認を求めることについて

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 121 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 122 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 123 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 124 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 庄 司 智 哉

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副 主 査 高 橋 健 治

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

技 査 若 菜 広

9. 会議の概要

○会長（あいさつ）

皆さんおはようございます。

本日は、稲刈り前の大変お忙しいところ、またあいにくの雨の中第22回喜多方市農業委員会総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今、刈り取り時期を迎えておりますが、秋雨前線が停滞しております。来週の月曜日、火曜日辺りから天気が良くなるようですので、怪我のないように安全運転で刈り取りをしていただきたいと思います。米の価格については、今年は J A 全農福島が非公開ということで報道したわけで

すけども、スマホで中身を見ますと県内5JAの米の概算金の情報が出ております。今まで1番高い所は30,500円という概算金です。一番安いJA福島未来が28,500円ということで、コシの1等で28,500円というようなことになりました。JA会津よつばについては、29,100円ということで、福島は昨日30,000円しました。一番安いのはJA会津よつばということで、29,100円ということで概算金の発表がありました。これからどの様になって行くかわからないですが、概算金が安いという今情報が入っております。また、喜多方管内の業者を見ましてもコシの1等で32,000円ぐらいで出す業者も出ていますので、価格がどの様になって行くか注視していただきたい。せっかく今年は高値ということでもありますので、今年はひとつ儲けていただいて、来年に向けて資材を確保し上手く経営に結び付けていただけたらと思います。8月、9月の上旬には農地パトロールを行ないました。暑いところ、またお忙しいところ大変ご苦勞様でございました。また、地域計画の見直しに伴う地区説明会ということで、全地区13地区が終了ということになりました。これについても厚く御礼を申し上げたいと思います。また、集落ビジョンの代表者の方から色々相談を受けたら、相談にのって事務局と一緒に前に進めていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。あとは令和7年度の最適化推進の施策の改善に向けての意見書ということで、地区調整会議の中で意見の提出をお願いしています。26日締め切りということですので、早めに全員提出をお願いしたいと思います。意見を取りまとめ11月に市長の方へ提出するという手順で今進めておりますので、併せてよろしくお願ひしたいと思います。

本日の総会には、報告3件、議案4件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、16番 渡部信夫委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第22回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、5番 高野進委員、6番 菅井大輔委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第47号 会務報告について」、「報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、「報告第49号 専決処分の承認を求めることについて」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第47号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔3件を朗読、説明。〕

報告第49号 専決処分の承認を求めることについて

○事務局

〔5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

報告第49号 専決処分の承認を求めることについて、No.1については、9番 木村富士男委員、No.2、No.3については、13番 小林千代松委員、No.4については、18番 木戸賢治委員、No.5については、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木村富士男委員

〔報告第49号のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農業経営基盤の強化の促進に関する計画変更に係る意見聴取の専決処分についての案件No.1について、補足説明いたします。去る8月29日午前9時20分ごろから、代理人の〇〇〇行政書士、小林委員、事務局から小林次長、私の4人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。申請者の〇〇〇さん、土地所有者の〇〇〇さんは欠席でした。場所は清水台の住宅街の中にあり、土地の東側は道路になっておりますが、ほか3方は住宅になっておりました。地目は田ですが、現況は雑種地で作物は何も作られておりませんでした。今までも農業資材置場として〇〇〇さんが〇〇〇さんから借りていたとのことでした。今回〇〇〇さんが住宅用地に転用するにあたり、地域計画変更の申請になりました。周りがすべて住宅であり、今回の申請は問題ないと判断いたしました。以上です。

○小林千代松委員

〔報告第49号のNo. 2、No. 3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

13番小林です。農地転用に係る地域計画の変更、案件No. 2 について、ご報告いたします。去る 8 月 29 日午前 9 時過ぎより、申請者の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士、小林次長、木村委員と私にて現地調査並びに聞き取り調査を行いました。地目は畑で耕作しており、北側は市道に面しており、南側、東側は住宅が建っておりました。西側に農地がありますが、土砂等の流出防止のため造成するとのことでした。また、雨水、排水等は北側の道路側溝へ流す予定となっております。排水なども支障を及ぼすことなく、問題ないと判断をいたしました。なお、譲受人〇〇〇さんは〇〇〇さんの子供であり、父親の所有地を借り受け、住宅新築のため 3 筆に分筆して、その内の 1 筆の本申請に至ったわけです。

続いて、案件No. 3 について、ご報告いたします。去る 8 月 29 日午前 9 時 45 分ごろより申請者の〇〇〇さんの代理人〇〇〇行政書士、小林次長、木村委員と私にて現地調査並びに聞き取り調査を行いました。地目は畑で草刈りのみ実施されていまして。北側は市道に面しており、西側には住宅と農地があり、草刈り管理がされていまして。また、東側と南側には農地がありますが、土砂等の流出防止のための擁壁がありました。雨水は地下浸透及び北側の道路側溝へ流す計画です。汚水、排水などはなく、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、問題はないと判断をいたしました。以上です。

○木戸賢治委員

〔報告第49号のNo. 4 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

18番木戸です。案件No. 4 について、補足説明いたします。去る 8 月 22 日午後 3 時より、菅井委員と私、事務局からは庄司主事と渡部主査、また申請人の〇〇〇さんの立ち会いのもと、申請地において現地調査及び内容の聞き取りを行いました。〇〇〇さんは農機具の販売、整備業を営んでおりますが、事業の拡大に伴い格納施設が不足していることから、申請地に農

機具置場と駐車場を整備するための申請です。現地調査の結果、申請書通りであることから、問題はないものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔報告第49号のNo.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。同じく、案件No.5について、説明申し上げます。去る8月25日午後1時30分から土地所有者の〇〇〇さん、双方の代理人の行政書士の〇〇〇さん、それと瀧口推進委員と私、そして事務局からは高橋副主査の立ち会いのもと現地調査及び聞き取り調査を行いました。申請地は、以前より所有者である譲渡人が草刈り等の管理はしておりました。譲受人である事業計画者が以前より取得した申請地に隣接する宅地及びその上に建っている資材倉庫が手狭になったこと、そしてまた譲渡人は、譲受人の宅地を経由しないと申請地に出入り出来ないこと等により、譲受人が資材置場として申請地の取得となったものでございます。申請地は、土地改良区の地区外であります。雨水等は、地下浸透とし敷地の西側に隣接する水路に排出します。よって、周辺の農地に支障を及ぼすことはないとは判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、報告第47号から報告第49号までの報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員。

○小林千代松委員

13番小林です。4ページの会務報告のところなんですが、9月14日の〇〇竣工式の出席者は2人になっておりますが、築取委員も組合委員ではありますが、出席しておりますので付け加えていただきたいと思います。

○議長

はい、事務局。

○事務局

こちらの件につきましては、築取推進委員さんが、〇〇〇さんの役員という形で、築取さんの方から出席依頼をいただいたところでございます。その中で地元委員としまして、小林委員と小野推進委員さんの出席をお願いしたいというご案内でございましたので、築取委員につきましては記載をしていないというところでございます。

○議長

小林委員、了解していただけますか。

○小林千代松委員

はい、わかりました。

○議長

そのほかにございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第47号から報告第49号までは、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第47号から報告第49号までは了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第121号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転3件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

所有権移転のNo.1については、17番 庄司英喜委員、No.2については、3番 菊地善一郎委員、No.3については、10番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司英喜です。農地法第3条所有権移転の案件No.1について、報告をさせていただきます。去る9月4日午前9時ごろから関係者である譲渡人の〇〇〇さん、この方は〇〇〇株式会社の社長であります。この方の代理人ということで、行政書士の〇〇〇さんと譲受人の〇〇〇さんの立ち会いのもと、渡部信夫委員と私で現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。譲渡人は市外在住で管理が出来ないことから、荒廃農地としないため譲受人に譲渡するということであります。申請地は喜多方市内の閑静な住宅街の一角でありまして、近くには経壇公園という公園もありまして、譲受人の母親が7、8年前から土地の所有者と簡易的な契約をしまして、野菜作りをして来ましたが、母親が亡くなりまして暫くはそのまま畑が荒れて行くのを見て来たそうであります。しかしながら、農地所有者でなくとも第3条の申請が可能であるということを踏まえまして、自分の農地として野菜作りをしたいとの思いからの申請でありました。併せてこの件につきましては、今回の現地調査は通常でありますと1人で対応して来ましたが、渡部信夫委員が本日は総会を欠席することから、一緒に対応させていただきました。なお、先ほどもありましたが、今回の農地取得の金額は合わせて100万円ということで、10a当たり359万

7千円ということで、例外的に高い土地でありますけども、譲受人はあくまでも母親が一生懸命、野菜作りをして来た場所であり、自宅からも50メートル位しかなく近くであり、自分も家庭菜園として野菜作りをするためのものであり、転売や転用を目的としたものではありませんとのことであります。なお、この場所につきましては、所有者が会津若松市の〇〇〇不動産株式会社に管理を一体的に依頼している土地でありまして、最初は250万円という提示があったそうですけども、それでは作れないということで今回の金額で収まったということではありますが、渡部委員の話もありまして、我々の立場で契約金額に立ち入ることはしませんが、農地の取得価格としては特異な案件であるということを土地家屋調査士の〇〇〇さんに報告をして、現地調査を終了しました。以上を踏まえまして、本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○菊地善一郎委員

〔所有権移転のNo.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地です。農地法第3条許可申請に係る現地調査について、報告いたします。9月2日午後3時ごろより、譲受人の〇〇〇氏と私の2人で実施いたしました。譲渡人の〇〇〇氏は、県外在住のために来られず、電話にてその場で譲渡の意思確認をいたしました。報告がありましたように無償譲渡であります。現地は、中山間地域の高台にあり、譲渡人の両親が健在のころ、譲受人の畑と隣り合わせで耕作しており、今回の譲渡人が以前より譲受人と顔見知りであったということから、今回の申請になったと思われます。また、当該地には譲渡人の両親が畑を耕作していたころから譲受人に耕作の手伝いを依頼していたことから、譲受人も了解をしたというような経過がございます。現在、うどを作付けされておりますので、今後とも適切な管理をお願いしまして、譲受人の了解を得たということで、今回の申請につきましては問題ないと考えます。以上報告します。

○武藤常雄委員

〔所有権移転のNo.3 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番武藤です。農地法第3条所有権移転 案件No.3 について、報告いたします。去る9月2日譲渡人の〇〇〇さんは市外在住のため電話にて、譲受人の〇〇〇さんは現地において、聞き取り調査を行いました。このお二方は、元々親戚関係にありまして、〇〇〇さんは農業者ではありませんが、自宅の隣が申請地でありまして、長年家庭菜園として耕作をしており、今回〇〇〇さんの旦那さんが亡くなったことによりまして、〇〇〇さんの申し出により、財産の整理として〇〇〇さんに譲り渡すものであります。よって、この案件につきましては問題ないものと判断をいたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第121号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第121号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第122号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされましたNo.2については、1番 鈴木隆委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

なお、No.1については、先月開催した第21回総会において、「報告第46号 専決処分の承認を求めることについて、No.2」で、現地調査の報告を受け、承認後の事業計画の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○鈴木隆委員

〔No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

1番鈴木です。農地法第4条 案件No.2について、補足説明いたします。去る8月26日午前9時ごろ、申請者の〇〇〇さんと農業委員の齋藤澄子委員、推進委員の日下義行委員、事務局から荒海さんと私で現地調査並びに聞き取り調査を行いました。〇〇〇さんは他県に住んでいて兄弟、親戚がたまに実家に帰って来た時に、近くの神社に駐車をしていたのですが、迷惑がかかるということで、今回農地を転用し駐車場を作りたいということでした。〇〇〇さんによると、この農地は昔から家庭菜園的に使用していたとのことでした。県道から家の前を通りその奥に農地があり、そこに車が5台止められる駐車場を作りたいということです。農地を整地、転圧、砂利を敷いて転圧という施工で、雨水は地下浸透させるとのことです。また、その奥にある原野は平坦ではなく、急な斜面になっており、また周辺に他の農地もないことから、この工事に関しては問題がないと判断いたしました。また、施工業者さんによれば工事期間は1週間から10日程度を見ているということで、近隣住民への工事の周知と通学路でもあるために、

安全には十分注意し、資材の搬入を行うなど注意喚起を行いました。本人も納得し、近隣の方々に工事の説明をし了解を得たということから、本申請に伴う権利の取得については問題はないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第122号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第122号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第122号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第123号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

次に、現地調査の報告であります。No.1及びNo.2については、先月開催した第21回総会において、「報告第46号 専決処分の承認を求めることについて、No.1及びNo.3」で、現地調査の報告を受け、承認後の事業計画

の内容に変更がございませんので、本議案に係る現地調査の報告は省略させていただきます。

○議長

それではここで、議案第123号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第123号について、原案のとおり可決すること
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第123号については、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第124号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請につ
いて」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画4件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第124号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第124号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第124号については、農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に要請することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第22回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 0 : 2 8